

よくあるご質問＜職員退職＞

共済の加入職員が退職する場合は、その都度すみやかにつぎの届出を行ってください。

届出の名称	備考
職員退会届兼一時金請求書	職員本人の記入・捺印欄あり

■【退会者】欄の記入上の留意点

- * 【退会者】欄は事業主でご記入をお願いします。
- * 「法人退職年月日」は当該職員の実際の退職日、「共済退会年月」は最終の掛金納付月になります。

ご注意ください！

- * 月途中の退職者の共済退会年月は、各事業主でお決めください。

<例>12月15日退職の職員の場合

12月分まで掛金を納付する場合 ⇒ 共済退会月は 12月

11月分まで掛金を納付する場合 ⇒ 共済退会月は 11月

「1ヶ月の勤務日数が10日以上あれば、退会月とする」など、法人内でルール化をお願いします。

- * 年月日はすべて西暦で記入し、一桁の月や日の場合は“0”を記入して空白のないようにしてください（例：1日 → 01）。
- * 「退会理由」、「給付種類」は「事務の手引き」P.66を参照し、あてはまるものをご記入ください。
- * 「掛金中断」は、掛金納付を中断していた者がそのまま退職する際にチェック（✓）をつけてください。
- * 「互助会制度」欄は互助会にも加入している法人のみご記入ください。
 - ・ 互助会における「退会年月日」は実際の退職日になります。
 - ・ 本届とともに互助会会員証を返却いただきますが、紛失の際は「会員証紛失」欄にチェックしてください。

■【一時金請求】欄の記入上の留意点

- * 本共済の退会者は必ずご記入ください。
- * 受給者住所欄の地番には、「～丁目」や「～番地」、アパート・マンション名等は記入せず、すべてハイフンでつないでください。
例) 1丁目23番地4号〇〇ハイツ101号室の場合 → 1-23-4-101
- * 受給者氏名欄は、退職者の自署・捺印が必要です。
- * 遺族一時金の場合は、請求者が署名・捺印してください。
- * 退職区分、生活扶助、その年の1月1日現在の住所は、退職所得の受給に関する申告書にあたる部分です。
 - ・ その年の1月1日現在の住所と現住所が同じ場合は、「現住所と同じ」にチェック

するのみで結構です。異なる場合のみ、住所をご記入ください。

* 振込先について

- 銀行番号、支店番号は通帳またはキャッシュカード等で確認するか、金融機関に直接お問合わせの上、必ずご記入ください。
- 送金先は下記のいずれかに限ります。

(i) 本人名義の口座：源泉徴収する必要がない場合

- 退職者が、福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済」から退職手当金を受給する場合
- 医療機構の共済には加入していないが、「退職所得控除額」の範囲内の給付で、法人で源泉徴収する必要がない場合

(ii) 事業主の口座

- 法人で、源泉徴収する必要がある場合
※「事業主口座への振込み」欄へのチェック(✓)と口座名義の記入のほか、退職一時金を事業主口座に送金することを承諾した受給者の自署・捺印が必須です。
- 懲戒解雇等により、退職一時金の一部または全部を支給しない場合
※退職一時金の事業主口座への送金を承諾した受給者の自署・捺印は不要です。

(iii) 遺族一時金の請求者名義の口座：遺族一時金に限る

ご注意ください!

* 退職一時金の源泉徴収について

退職所得の控除額は勤続年数により異なります。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

本共済において「退職所得」とみなされるのは下記の額となります。

$$(\text{退職所得とみなされる額}) = (\text{退職一時金額}) - (\text{職員掛金累計額})$$

<例> 加入期間10年、職員掛金累計額 100万円(事業主・職員各50万円)、
退職一時金額104万円の者の場合

- 退職所得控除額 = 400万円(40万円×10年)
- 退職所得とみなされる額 = 54万円(104万円-職員掛金50万円)
- 退職所得控除額 > 退職所得とみなされる額 のため、源泉徴収不要。

- 氏名変更により退職者と口座名義が異なる場合は、「職員異動・変更届」を併せて提出してください。
- 届出後、口座名義の変更や解約があると、給付の遅延につながりますので、給付があるまでは口座名義変更や解約をお控えいただくよう、退職者にお伝えください。

◆懲戒解雇等により退職一時金の一部または全部を給付しない場合とは

<p>①対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 懲戒解雇またはそれに準じる処分により退職した場合 犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職した場合 	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 懲戒解雇や犯罪行為など、当該職員の責に帰すべき事由で退職に至った者に対し、事業主としては、功労報奨的な性格をもつ退職金を他の退職者と同様に給付しがたい場合がある。
<p>②給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 懲戒解雇またはそれに準じる処分による退職、犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行による退職の場合は、給付額を事業主に送金し、取扱は事業主に委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒解雇であっても、当該職員の勤続の功績により退職金を支払う場合もあり、事業主で取扱うことが適当なため。 福祉医療機構以外の退職金制度と本共済制度に加入する場合、各事業主の方でまとめて源泉徴収しなければならないケースもあり、事業主の裁量で判断できる方がよい。

* **懲戒解雇等による退職者の手続き上の留意点**

①退職理由 … 「99」と記入（退職理由コード「事務の手引き」p.66参照）

②添付書類

懲戒解雇の場合	労働基準監督署長の認定書の写し
懲戒解雇ではないが、それに準じる処分により退職した場合	<ul style="list-style-type: none"> 事業主による事情説明書類 その事実を証する書類
懲戒解雇ではないが、犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職した場合	

※ 「犯罪行為」とは、刑罰法規により刑罰を科するに値する行為であって、禁固以上の刑に処せられたもの（執行猶予の有無は考慮しない）または起訴されているものです。

※ 「その他これに準ずべき重大な非行」とは、起訴されていないもので、犯罪行為に準ずる程度の反社会性をもったと認められるものです。

例）福祉サービス利用者に対する身体障害や財産侵害、勤務先の財産侵害等

注意) ①懲戒解雇等による退職であっても、職員掛金累計額分は必ず返金してください。

②不正請求による給付金の受領者には、返還してもらいます。不正請求・受給に事業主も関与していた場合は、別途運営委員会で審議します。